産労政第５６３号
令和３年９月２日

学習塾事業者の皆様

埼玉県知事　大野　元裕（公印省略）

職場における感染防止対策の徹底について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施については、県民の皆様、事業者の皆様に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が、これまでにないスピードで拡大し、国内各地の学習塾においても、基本的な感染症対策の実施にもかかわらず、クラスターの発生が報告され、職員、生徒含め、多くの感染者が出ています。

新型コロナウイルス感染症のまん延下において、更なる感染を防ぐためには、オンライン授業や自宅学習の実施とともに、対面授業等を継続する場合には感染防止対策を徹底強化するなど、細心の注意が必要です。

学習塾事業者の皆様におかれましては、下記に例を記載しました公益社団法人全国学習塾協会作成の「学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を遵守するなど、感染防止対策について更なる徹底をお願いいたします。

なお、児童・生徒、保護者の皆様へ向けたチラシを作成いたしましたので、適宜配布・掲示いただき、感染症対策の徹底に御活用ください。

記

１　塾生等のサービス対象者向けの対応
・家庭と連携した来塾前の検温と症状がある際の通塾自粛
・マスクの着用周知と咳エチケットの確実な実施
・こまめな手洗いの推奨　等

２　従業員向けの対応
・従業員に関する衛生管理や３密対策の徹底
・可能な限りテレワークやローテーション勤務を実施
・電話会議やオンライン会議への変更　等

３　事業所内での対応
・入口及び施設内の手指の消毒設備設置
・ドアノブなど高頻度接触部位の特定と消毒液による定期的な清拭
・教室等における塾生及び講師の１～２ｍの間隔の確保
・対面機会をできるだけ避け、ビニールカーテンや透明間仕切り板の設置
・こまめな喚起の実施（２方向の窓を同時に開けるなど）
・休憩の分散実施や休憩時の対面での食事や会話の制限、マスク着用 等

担　当　産業労働政策課　企画調査担当
電　話　０４８－８３０－３７２３
メール　a3710-08@pref.saitama.lg.jp